

広島県教育委員会規則第二号

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則を次のように定める。

平成二十年三月十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則

(目的)

第一条 この教育委員会規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二の規定により、児童等に対する指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この教育委員会規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童等 幼児、児童又は生徒をいう。
- 二 教諭等 教諭、助教諭及び講師のうち常時勤務の者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員を含み、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。
- 三 広島県公立学校 広島県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（広島市立の学校、呉市立の高等学校及び福山市立の高等学校を除く。）をいう。
- 四 指導が不適切である教諭等 広島県公立学校の教諭等のうち、児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者をいう。
- 五 指導改善研修 任命権者が、指導が不適切である教諭等に対し、その能力、適性等に応じて実施する、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修をいう。

(指導状況の把握等)

第三条 広島県公立学校の校長及び市町教育委員会並びに広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、教諭等の指導状況の把握に努め、児童等への指導に課題がある教諭等に対しては、早期に、適切な指導、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(申請等)

第四条 広島県公立学校の校長又は市町教育委員会は、教諭等が、前条の指導、助言その他の支援を行ってもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと料料するときは、次の表の上欄に掲げる学校に所属する教諭等について、同表下欄に定めるところにより、県教育委員会に対し、当該教諭等が指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定を申請するものとする。

一 広島県公立学校のうち、広島県 立広島中学校、高等学校 尾道南高等学校を除く。）又は特 別支援学校	当該学校の校長は、指導が不適切である教諭等認定申請書に指導が不適切である教諭等の認定申請に係る調査を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該学校の校長は、
-------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

<p>二 広島県公立学校のうち、公立の小学校若しくは中学校（広島県立広島中学校を除く。以下同じ。）又は広島県尾道南高等学校</p>	<p>当該教諭等に、意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。</p>
	<p>市町教育委員会は、当該学校の校長から、指導が不適切である教諭等の認定申請に係る調書の提出があつた場合において、その内容が適正であると認めるときは、指導が不適切である教諭等認定申請書にこれを添えて、所轄の教育事務所に提出するものとする。この場合において、市町教育委員会は、当該教諭等に、意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。</p>

2 県教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合は、当該教諭等に、書面又は口頭により意見を述べる機会を与えるものとする。

（指導が不適切である教諭等の認定等）

第五条 県教育委員会は、前条第一項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教諭等が、指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定をするかどうかを決定するものとする。

2 県教育委員会は、前項の認定に当たっては、別に定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者である者の意見を聴かなければならない。

3 県教育委員会は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を前条第一項の規定による申請をした者（当該教諭等が公立の小学校若しくは中学校又は広島県尾道南高等学校に所属する場合は、当該学校の校長を含む。次条第三項及び第八条第三項において同じ。）及び当該認定を受けた教諭等に通知するものとする。

（指導改善研修）

第六条 県教育委員会は、前条第一項の認定を行った教諭等に対して、指導改善研修を実施する。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えない範囲内で県教育委員会が定める。ただし、特に必要があるときは、県教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内でこれを延長することができる。

3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の実施に当たっては、あらかじめ、当該教諭等の能力、適性等に応じた指導改善研修に関する計画書を作成し、第四条第一項の規定による申請をした者及び当該教諭等に通知するものとする。

4 指導が不適切である教諭等に対しては、その所属長たる校長（以下「所属長」という。）が、前項に規定する指導改善研修に関する計画書に基づき、指導改善研修を受けるよう命ずるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、指導改善研修に関し必要な事項は、別に定める。

（指導改善研修状況報告）

第七条 所属長は、指導が不適切である教諭等について、研修（広島県立教育センターで実

施されるものを除く。)の効果の把握に努めるとともに、その記録を月ごと及び年度ごとに、遅滞なく、県教育委員会に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、指導が不適切である教諭等が、広島県公立学校のうち、公立の小学校若しくは中学校又は広島県尾道南高等学校に所属するときは、市町教育委員会及び所轄の教育事務所長を経由するものとする。

(指導改善研修終了時の認定等)

第八条 県教育委員会は、指導改善研修終了時において、前条の規定による報告その他の資料に基づき、指導が不適切である教諭等の指導の改善の程度が、次の各号のいずれに該当するかを認定を行う。この場合においては、第四条第二項及び第五条第二項の規定を準用する。

- 一 児童等に対する指導を適切に行うことができるようになったと認められる旨の認定
- 二 引き続き指導改善研修を受ければ、児童等に対する指導を適切に行うことができるようになると見込まれる旨の認定
- 三 指導改善研修終了後もなお児童等に対する指導を適切に行うことができる程度まで改善する余地がないと認められる旨の認定

2 前項の規定による認定をしたときは、県教育委員会は、その程度に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 前項第一号の認定をしたとき 第五条第一項の認定の解除
- 二 前項第二号の認定をしたとき 第六条第二項ただし書の規定による指導改善研修の期間の延長
- 三 前項第三号の認定をしたとき 法第二十五条の三の規定による免職その他の必要な措置

3 県教育委員会は、前項各号の措置を講ずるときは、速やかに、その旨を第四条第一項の規定による申請をした者及び当該認定を受けていた教諭等に通知するものとする。

(委任)

第九条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、広島県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部改正)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則(平成十四年広島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(専門家等からの意見聴取)」に改め、同条中「判定委員会を設置し、その」を「別に定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者である者の」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。